

令和7年度 小規模事業者チャレンジ支援事業 かごしま特産品市場『チャレンジ商品』募集要領

鹿児島県商工会連合会

1. 目的

チャレンジ商品とは、販路開拓に意欲的な県内の事業者が、県内の地域資源を活用し製造・加工した商品をいう。

インキュベーションショップとしての機能を持つかごしま特産品市場「かご市」（以下「かご市」という。）において、チャレンジ商品および出品事業者に対するテストマーケティング機会の提供し、以って商品力・販売力向上支援を通じ、地場産業振興に資することを目的とする。

2. 事業概要

（1）内容

県内商工会を通じて応募のあった商品で、選定委員および鹿児島県商工会連合会事務局（以下「事務局」という。）より出展を認められた商品を、「かご市」において2ヶ月間テスト販売するとともに、テスト販売期間中に出品事業者は消費者反応を収集する。

出品事業者は収集した消費者反応を事務局へ報告するとともに、専門家による商品評価のフィードバックを行い、商品ブラッシュアップへ活かす。

（2）応募者の条件

鹿児島県内に所在する小規模事業者^{※1}とする。

^{※1} 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法) 第2条に規定する商工業者

小規模事業者の定義

業種	常時使用する従業員 ^{※2} の数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

^{※2} 以下の者は「常時使用する従業員数」に含めない。

- (a). 会社役員（ただし従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む）
- (b). 個人事業主本人および同居の親族従業員
- (c). 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
- (d). 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - (d-1). 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - (d-2). 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

（3）商品および出品の条件

下記①～②のいずれかに該当し、かつ③～⑩の条件を全て満たすものとする。

- ① 県内において製造・加工された食品。
- ② 県内の地域資源を主たる原材料として地域外で委託加工された食品。
- ③ 完成し販売できる状態の商品であること。
- ④ 商品表示等が食品表示法等関係法規を遵守していること。

- ⑤ 商品表示における製造者または販売者の住所欄に、鹿児島県内の住所が記載されていること。
- ⑥ テスト販売期間中（2ヶ月間）、安定して供給できる商品であること。
- ⑦ 賞味期限が原則2週間以上であること。
但し、賞味期限切れ前に入替できる場合はこの限りではない。
- ⑧ 焼酎等アルコール類でないこと。
- ⑨ テスト販売期間中に、店頭販売やサンプリング等、申請商品に対する消費者反応を収集し、報告すること（最低1回）。
- ⑩ 消費者反応の収集結果導出された課題や、選定委員より指摘あるいは提案された課題に対して検討を行うなど、商品力向上に努めること。

（4）商品の募集期間とテスト販売期間

チャレンジ商品の募集期間およびテスト販売期間は以下の通り（年度内2回）。
テスト販売期間は2ヶ月とする。

I. 令和7年度 第1期

募集期間	5月1日～6月16日
事務局および選定委員による出展商品の認定	7月1日～7月14日
かご市でのテスト販売期間 ※期間中最低1回以上、出品者は消費者反応の収集を行う	8月1日～9月30日
出展事業者から報告書の提出	10月1日～10月14日
専門家等によるフィードバック	10月15日～10月31日

II. 令和7年度 第2期

募集期間	8月18日～9月30日
事務局および選定委員による出展商品の認定	10月1日～10月15日
かご市でのテスト販売期間 ※期間中最低1回以上、出品者は消費者反応の収集を行う	11月1日～12月31日
出展事業者から報告書の提出	1月1日～1月31日
専門家等によるフィードバック	2月1日～2月15日

期間終了時点の在庫については全て返品するが、後述9.の基準に達した商品はこの限りではない。

3. 申込方法

申込を希望する場合は、2.（3）に留意した上で、「チャレンジ商品出品申請書」（別紙様式）および「チャレンジ商品詳細情報」（別紙様式）に漏れなく記入し、所属する商工会を通じて鹿児島県商工会連合会へ提出すること。申請数については、1事業者1期間につき3品（3SKU）までとし、期間を重複しての応募は妨げない（容量違いは各々を1商品として取り扱う）。

4. チャレンジ商品募集数

チャレンジ商品の募集数は原則、第1期・第2期で各20商品とする。

募集数を上回った場合や同ジャンル商品が偏った場合、別の期への変更や、出品商品数を減じることがある。

5. チャレンジ商品認定

出品可否およびテスト販売時期について、出品申請のあった商品数や商品ジャンルを勘案し、2.(2)および(3)の条件を満たしている商品の中から、選定委員および事務局が認定する。

6. 商品発注

チャレンジ商品として出品を認められた商品については、テスト販売開始2週間前までに商工会を通じて申請者へ通知する。通知後、かご市より商品発注を行う。

7. 商品のテスト販売

テスト販売は、「かご市」店舗およびネットショップ（<https://kagoichi.com/>）にて行う。テスト販売条件については、常設販売商品と同様とし、販売手数料（税抜売上額の20%に消費税率10%を乗じた額を合算したもの）および振込手数料を差し引き、毎月指定口座に送金する。また、消費者反応の直接収集のため店舗店頭での対面販売を実施する場合は、販売終了後、販売手数料として店頭販売売上額の10%を「かご市」へ納入する。

賞味期限切およびテスト販売期間終了後の商品については、返品する。

その他、商品の搬入及び搬出、販売方法及び売上金の精算等、商品の規格変更申請、商品の製造物責任や各種リスク対応については、かごしま特産品市場出展要領に準じる。

8. テスト販売終了後

出品者は、テスト販売終了後1ヶ月以内に「チャレンジ商品報告書」（別紙様式）を提出する。

事務局においては、専門家によるチャレンジ商品に対する求評を実施し、出品者へフィードバックする。

9. テスト販売から常設販売への移行

テスト販売期間において以下の基準に達したチャレンジ商品は、テスト販売期間終了後に継続して取り扱いを行う。基準に達したチャレンジ商品で常設販売として取り扱いを希望する場合は、改めて当該商品に係る「アンテナショップ出展申請書」を提出すること。

チャレンジ商品から常設販売への移行基準（①かつ②）

① テスト販売期間における平均販売額（税込） 10,800 円/月以上

または平均販売個数 30 個/月以上

② テスト販売期間における月平均販売額および月平均販売個数が、

当該チャレンジ商品の属する商品ジャンル※³内において下位10%群に属さない

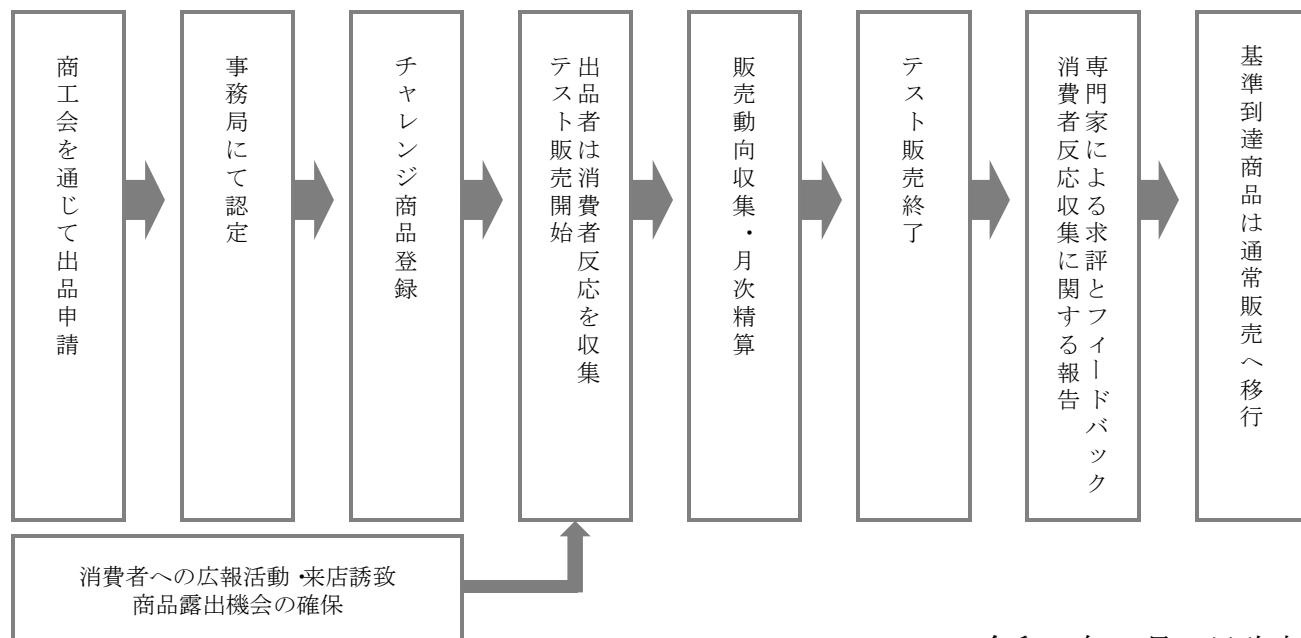
※³ 商品ジャンルは「かご市」にて管理用を使用している95種類の商品種分類

なお、「かご市」の既存取扱商品と比して鮮少な商品種・商品ジャンルである場合や、当該チャレンジ商品の属する商品ジャンルを「かご市」として拡充する意向がある場合、チャレンジ商品から常設販売へ移行する商品とシリーズで展開する場合等、上述基準に達しなかった商品であっても常設販売へ移行することがある。

10. その他

「かご市」ネットショップに掲載する商品写真は事務局にて準備する。希望者には事務局準備商品写真を提供するので、テスト販売期間終了時に申し出ること。

11. チャレンジ商品制度フローチャート



令和7年8月1日改定